

一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療胚培養士資格認定審査規則

新	旧
<p>第2条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査に申請する者は、次に掲げるものをすべて満たしていなければならない。</p> <p><u>(2) ①大学または大学院にて医学、農学、生物学等を修得した学士、修士、博士</u></p>	<p>第2条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査に申請する者は、次に掲げるものをすべて満たしていなければならない。</p> <p>(2) ①大学院の医学(系)研究科、医療福祉学研究科、保健学研究科、農学研究科、生物産業学研究科、生物資源科学研究科、生物圏科学研究科、生物理工学研究科、生命科学研究科、農学生命科学研究科、生命環境科学研究科、環境生命科学研究科、自然科学研究科、総合学術研究科、畜産学研究科、獣医学研究科、共同獣医学研究科、獣医生命科学研究科、酪農学研究科、看護学研究科、環境保健学研究科もしくはこれらに準ずる研究科において、生殖生物学関連の科目を修得した修士あるいは博士であること</p>
<p>削除</p>	<p>② 大学の医学部、農学部、生物理工学部、畜産学部、獣医学部、共同獣医学部、獣医学群、生物生産学部、生物産業学部、応用生物科学部、生物資源科学部、生物資源学部、農学生命科学部、応用生命科学部、生命科学部、生命環境学部、生命・環境科学部、農食環境学群、薬学部、保健衛生学部、看護学部、医療技術学部、保健医療学部、医療衛生学部もしくはこれらに準ずる機関において、生殖生物学関連の科目を修得した学士であること</p>
<p><u>②学校教育法に規定する専修学校において、①と同等の知識と研修を行ったと考えられる臨床検査技師</u></p>	<p>③学校教育法に規定する専修学校において、生殖生物学関連の科目を修得した臨床検査技師または正看護師であること</p>
<p>第2条(4) 公益社団法人日本産科婦人科学会(以下「日本産科婦人科学会」という)が認定する体外</p>	<p>第2条(4) 公益社団法人日本産科婦人科学会(以下「日本産科婦人科学会」という)が認定する体外</p>

<p>受精・胚移植の施設で、<u>資格認定審査の実施日の時点で1年以上の臨床実務経験を有していること</u></p>	<p>受精・胚移植の施設で、1年以上の臨床実務経験を有していること</p>
<p>第3条(3)成績証明書等</p> <p>①第2条(2)①に該当する者で、<u>大学を卒業した者は、卒業証明書と成績証明書。大学院を卒業した者は、修了証明書及び成績証明書及び学部の成績証明書</u></p>	<p>第3条(3)成績証明書等</p> <p>①第2条(2)①に該当する者にあつては、修了証明書及び成績証明書及び学部の成績証明書</p>
<p>②第2条(2)②に該当する者は、<u>卒業証明書と成績証明書、臨床検査技師免許証のコピー</u></p>	<p>②第2条(2)②に該当する者にあつては、卒業証明書及び成績証明書</p>
<p>③第2条(2)③に該当する者は、<u>大学及び専修学校卒業と同等以上であることを証明する書類</u></p>	<p>③第2条(2)③に該当する者にあつては、資格免許証の写し及び成績証明書</p>
<p>削除</p>	<p>④第2条(2)④に該当する者にあつては、大学及び専修学校卒業と同等以上であることを証明する書類</p>